

少数株主保護に関する上場制度の見直し等に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

目 次

(ページ)

- ・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(会社情報の開示) 第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a u までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） a ～ a g (略) a h <u>削除</u> a i ～ a u (略) (2) 次の a から a a までに掲げる事実のいずれかが発生した場合 a ～ m (略) <u>m の 2 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和 7 年法律第 67 号）に基づく対象債権者集会における権利変更議案の決議が、議決権者の全ての同意により成立したこと又は同法第 27 条第 1 項に基づき裁判所の認可の決定により成立したと。</u> n ～ a a (略) (子会社等の情報の開示) 第403条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第 1 号に掲げる事項及び第 2 号に掲げる事実にあつては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第 3 号 a に定める法第 166 条第 2 項第 5 号に掲げる事項及び第 3 号 b に定める法第 166 条第 2 項第 6 号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引	(会社情報の開示) 第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a u までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） a ～ a g (略) a h <u>特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定調停手続による調停の申立て</u> a i ～ a u (略) (2) 次の a から a a までに掲げる事実のいずれかが発生した場合 a ～ m (略) (新設) n ～ a a (略) (子会社等の情報の開示) 第403条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第 1 号に掲げる事項及び第 2 号に掲げる事実にあつては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第 3 号 a に定める法第 166 条第 2 項第 5 号に掲げる事項及び第 3 号 b に定める法第 166 条第 2 項第 6 号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引

規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

- (1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次の a から v までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a ～ r (略)

s 削除

t ～ v (略)

- (2) 上場会社の子会社等に次の a から n までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ～ j (略)

j の 2 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に基づく対象債権者集会における権利変更議案の決議が、議決権者の全ての同意により成立したこと又は同法第27条第1項に基づき裁判所の認可の決定により成立したこと。

k ～ n (略)

- (3) (略)

(少数株主の賛成割合等の開示)

第412条の2 40%以上の議決権を保有する者として施行規則で定める株主を有する上場会社は、株主総会において取締役の選任議案（会社提案議案に限る。）が決議された場合、次の各号に掲げる事項を遅滞なく開示しなければならない。

- (1) 各取締役の選任議案に対する少数株主（施行規則で定める株主をいう。以下この条において同じ。）の賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数並びに賛成の意思の表示に係る議決権の割合
- (2) 40%以上の議決権を保有する者として施行規則で定める株主（当該施行規則の定めるところにより議決権を合算する株主を含む。）の概要
- (3) 少数株主の反対理由の把握に向けた取締役会における対応方針（第1号に規定する賛成の意思の表示

規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

- (1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次の a から v までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a ～ r (略)

s 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て

t ～ v (略)

- (2) 上場会社の子会社等に次の a から n までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ～ j (略)

(新設)

k ～ n (略)

- (3) (略)

(新設)

<u>に係る議決権の割合が50%を超えない選任議案が存在する場合に限る。)</u> <u>2 前項第3号に掲げる事項を開示した上場会社は、前項における選任議案が決議された株主総会の日の翌日から起算して6か月以内に、次の各号に掲げる事項を開示しなければならない。</u> <u>(1) 前項第3号の規定により開示した対応方針の実施状況</u> <u>(2) 少数株主から得られた反対理由の概要</u> <u>(3) 追加的な施策の必要性、施策の内容</u> (公表措置) 第508条 (略) 2 第431条から第437条まで、<u>第439条及び第439条の2</u>の規定のいずれかに違反した場合又は前項第5号に該当した場合は、上場会社は、直ちに当取引所に報告するものとする。 付 則 1 この改正規定は、令和8年7月15日から施行する。 2 改正後の第412条の2の規定は、令和8年12月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用する。 3 改正後の第402条第2号mの2及び第403条第2号jの2の規定は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和7年法律第67号)の施行の日から適用する。	(公表措置) 第508条 (略) 2 第431条から第437条まで<u>及び</u>第439条の規定のいずれかに違反した場合又は前項第5号に該当した場合は、上場会社は、直ちに当取引所に報告するものとする。
--	--

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場承認時の提出書類) 第212条 (略) 2・3 (略) 4 規程第204条第13項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあつては、新規上場申請者が内国会社である場合に限る。 (1)～(5) (略) (6) 独立役員の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからjまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。） a (略) b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者、<u>業務執行者でない取締役であった者、監査役であった者又は会計参与であった者</u> c～e (略) f <u>過去に当該会社の主要株主の業務執行者であった者又は当該会社が主要株主である先の業務執行者であった者</u> g・h (略) <u>i 当該会社の株式を政策保有株式として保有している先の出身者又は当該会社が株式を政策保有株式として保有している先の出身者</u> <u>j</u> (略) <u>k</u> (略) (7) (略) (内国会社の形式要件の取扱い) 第213条 規程第205条第1号に規定する株主数並びに同条第2号に規定する流通株式の数及び上場株券の数については、次の各号のとおり取り扱うものとする。 2～5 (略) 6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。	(上場承認時の提出書類) 第212条 (略) 2・3 (略) 4 規程第204条第13項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあつては、新規上場申請者が内国会社である場合に限る。 (1)～(5) (略) (6) 独立役員の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからjまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。） a (略) b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者 <u>(業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役であった者を含む。)</u> c～e (略) f 当該会社の主要株主 <u>(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。以下この章において同じ。)</u> g・h (略) (新設) <u>i</u> (略) <u>j</u> (略) (7) (略) (内国会社の形式要件の取扱い) 第213条 規程第205条第1号に規定する株主数並びに同条第2号に規定する流通株式の数及び上場株券の数については、次の各号のとおり取り扱うものとする。 2～5 (略) 6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第205条第6号に規定する利益の額とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第4項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。 (2)～(10) (略) 7～11 (略)	(1) 規程第205条第6号に規定する利益の額とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。 (2)～(10) (略) 7～11 (略)
(メイン市場への新規上場申請に係る上場審査) 第215条 (略) 2 (略) 3 規程第207条第1項第3号に定める企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。 (1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。 a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、規程第433条から第439条の2までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。 b (略) (2)～(5) (略) 4・5 (略)	(メイン市場への新規上場申請に係る上場審査) 第215条 (略) 2 (略) 3 規程第207条第1項第3号に定める企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。 (1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。 a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、規程第433条から第439条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。 b (略) (2)～(5) (略) 4・5 (略)
(プレミアム市場への新規上場申請に係る上場審査) 第231条 (略) 2 (略) 3 規程第213条第1項第3号に定める企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性について	(プレミアム市場への新規上場申請に係る上場審査) 第231条 (略) 2 (略) 3 規程第213条第1項第3号に定める企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性について

上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

- (1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、規程第433条から第439条の2までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。

b (略)

(2)～(5) (略)

4・5 (略)

(ネクスト市場への新規上場申請に係る上場審査)

第248条 (略)

2 (略)

3 規程第213条第1項第3号に定める企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

- (1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、規程第433条から第439条の2までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。

b (略)

(2)～(5) (略)

4・5 (略)

(決定事実に係る軽微基準)

第401条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各

上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

- (1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、規程第433条から第439条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。

b (略)

(2)～(5) (略)

4・5 (略)

(ネクスト市場への新規上場申請に係る上場審査)

第248条 (略)

2 (略)

3 規程第213条第1項第3号に定める企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

- (1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、規程第433条から第439条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。

b (略)

(2)～(5) (略)

4・5 (略)

(決定事実に係る軽微基準)

第401条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各

号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、ＩＦＲＳ任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(10) (略)

(11) 削除

(12)～(14) (略)

2 (略)

(発生事実に係る軽微基準)

第402条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、ＩＦＲＳ任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(7) (略)

(7)の2 規程第402条第2号mの2に掲げる事実

権利変更議案の決議の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(8)～(11) (略)

2 (略)

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

第404条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号sに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、ＩＦＲＳ任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(15) (略)

(16) 削除

号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、ＩＦＲＳ任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(10) (略)

(11) 規程第402条第1号a hに掲げる事項

上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(12)～(14) (略)

2 (略)

(発生事実に係る軽微基準)

第402条 規程第402条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、ＩＦＲＳ任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(7) (略)

(新設)

(8)～(11) (略)

2 (略)

(子会社等の決定事実に係る軽微基準)

第404条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号sに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、ＩＦＲＳ任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(15) (略)

(16) 規程第403条第1号sに掲げる事項

当該子会社等の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相

(17)・(18) (略)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第405条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号sに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(7) (略)

(7)の2 規程第403条第2号jの2に掲げる事実

権利変更議案の決議の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(8)～(10) (略)

(少数株主の賛成割合等の開示の取扱い)

第411条の2 規程第412条の2第1項本文に規定する40%以上の議決権を保有する者として施行規則で定める株主とは、次の各号に定める者をいう。

(1) 親会社

(2) その他の関係会社（上場会社の議決権の40%以上を保有する場合に限る。）

(3) 自己の計算において所有している議決権と次のa及びbに掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の40%以上を占めている主要株主（前2号に掲げる者を除く。）

a 当該主要株主の近親者

b 当該主要株主及び前aに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

2 規程第412条の2第1項第1号に規定する施行規則で定める株主とは、上場会社の株主のうち前項各号に掲げる者（第3号にあっては、同号a及びbに掲げる者を含む。）を除いた株主をいう。

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書の取扱い)

当する額未満であること。

(17)・(18) (略)

(子会社等の発生事実に係る軽微基準)

第405条 規程第403条に規定する施行規則で定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、規程第402条第1号sに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

(1)～(7) (略)

(新設)

(8)～(10) (略)

(新設)

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書の取扱い)

第413条 規程第421条第1項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)～(5) (略)

(6) 独立役員の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからjまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。）

a (略)

b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者、業務執行者でない取締役であった者、監査役であった者又は会計参与であった者

c～e (略)

f 過去に当該会社の主要株主の業務執行者であった者又は当該会社が主要株主である先の業務執行者であった者

g・h (略)

i 当該会社の株式を政策保有株式として保有している先の出身者又は当該会社が株式を政策保有株式として保有している先の出身者

j (略)

k (略)

(7) (略)

2 (略)

（開示を要する決定事実に係る書類の提出）

第415条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示によ

第413条 規程第421条第1項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)～(5) (略)

(6) 独立役員の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからjまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。）

a (略)

b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者（業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役であった者を含む。）

c～e (略)

f 当該会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。）

g・h (略)

(新設)

i (略)

j (略)

(7) (略)

2 (略)

（開示を要する決定事実に係る書類の提出）

第415条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示によ

り、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(12) (略)

(13) 規程第402条第1号a aに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは第434条の2第3項第1号から第4号に掲げる者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

(14)～(18) (略)

(上場内国会社の上場維持基準の取扱い)

第501条 (略)

2～6 (略)

7 規程第501条第3項に規定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる基準の区分に従い、当該各号に定める期間（以下この条において「改善期間」という。）をいう。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であって、当該期間によることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める期間とする。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第501条第1項第1号e、第2号e又は第3号e

審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間。ただし、次のa、b又はdに定める場合は当取引所が適当と認める期間、次のcに定める場合は審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日において上場

り、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(12) (略)

(13) 規程第402条第1号a aに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは第434条の2第3項各号に掲げる者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

(14)～(18) (略)

(上場内国会社の上場維持基準の取扱い)

第501条 (略)

2～6 (略)

7 規程第501条第3項に規定する施行規則で定める期間とは、次の各号に掲げる基準の区分に従い、当該各号に定める期間（以下この条において「改善期間」という。）をいう。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であって、当該期間によることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める期間とする。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第501条第1項第1号e、第2号e又は第3号e

審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間。ただし、次のa、b又はdに定める場合は当取引所が適当と認める期間、次のcに定める場合は審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日において上場

後4年が経過していない場合においては上場後4年経過後最初に到来する事業年度の末日)までの期間とする。

a (略)

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和7年法律第67号。以下「早期事業再生法」という。)に基づく権利の変更又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、前項に定める純資産の額が正の状態となることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)

c・d (略)

(5) (略)

8 (略)

9 第7項第4号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度(前項の規定の適用を受ける場合には、前項に定める場合に該当することとなった事業年度)の末日から起算して3か月以内に、再建計画(第7項第4号bに定める、第5項に定める純資産の額が正の状態となるための計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画及び次の各号に定める書類に基づき行う。

(1) 次のaからdまでの場合の区分に従い、当該aからdまでに規定する書面

a (略)

b 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立し

後4年が経過していない場合においては上場後4年経過後最初に到来する事業年度の末日)までの期間とする。

a (略)

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「産競法」という。)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、前項に定める純資産の額が正の状態となることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)

c・d (略)

(5) (略)

8 (略)

9 第7項第4号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度(前項の規定の適用を受ける場合には、前項に定める場合に該当することとなった事業年度)の末日から起算して3か月以内に、再建計画(第7項第4号bに定める、第5項に定める純資産の額が正の状態となるための計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画及び次の各号に定める書類に基づき行う。

(1) 次のaからcまでの場合の区分に従い、当該aからcまでに規定する書面

a (略)

b 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立し

たものであることを証する書面 <u>c 早期事業再生法に基づく権利の変更を行う場合</u> <u>当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面（裁判所による認可の決定を要する場合、当該認可を得ているものであることを証する書面を含む。）</u> <u>d</u> （略） (2) （略）	たものであることを証する書面 （新設） <u>c</u> （略） (2) （略）
（株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い） 第720条 （略） 2 （略） 3 規程第706条第1項に定める被支援会社である上場会社が発行する株券についての、第501条第7項第4号bの規定の適用については、同bを次のとおりとする。 b 次の(a)から<u>(e)</u>までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、純資産の額が正の状態となることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。） (a) （略） (b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。） <u>(c) 早期事業再生法に基づく権利の変更</u> <u>(d)</u> （略） <u>(e)</u> （略） 4 規程第706条第1項に定める被支援会社である上場会社が発行する株券についての、第501条第9項の規定の適用については、同項を次のとおりとする。 9 第7項第4号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度（前項の規定の適用を受ける場合には、前項に定める場合に該当することとなった事業年度）の末日から起算して3か月以内に、再建計画（第7項第4号bに定める、第5項に定める純資産の額が正の状態となるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画	（株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い） 第720条 （略） 2 （略） 3 規程第706条第1項に定める被支援会社である上場会社が発行する株券についての、第501条第7項第4号bの規定の適用については、同bを次のとおりとする。 b 次の(a)から<u>(d)</u>までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、純資産の額が正の状態となることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。） (a) （略） (b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。） （新設） <u>(c)</u> （略） <u>(d)</u> （略） 4 規程第706条第1項に定める被支援会社である上場会社が発行する株券についての、第501条第9項の規定の適用については、同項を次のとおりとする。 9 第7項第4号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度（前項の規定の適用を受ける場合には、前項に定める場合に該当することとなった事業年度）の末日から起算して3か月以内に、再建計画（第7項第4号bに定める、第5項に定める純資産の額が正の状態となるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画

及び次の各号に定める書類に基づき行う。 (1) 次の a から <u>e</u> までの場合の区分に従い、当該 a から <u>e</u> までに規定する書面 a (略) b 産競法第 2 条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面 c <u>早期事業再生法に基づく権利の変更を行う場合</u> 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面（裁判所による認可の決定を要する場合、当該認可を得ているものであることを証する書面を含む。） <u>d</u> (略) <u>e</u> (略) (2) (略) 5 (略) 付 則 1 この改正規定は、令和 8 年 7 月 15 日から施行する。 2 改正後の第212条第 4 項第 6 号の規定は、令和 8 年 12 月 1 日以後に新規上場申請を行う者から適用する。 3 改正後の第411条の 2 の規定は、令和 8 年 12 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用する。 4 改正後の第413条第 1 項第 6 号の規定は、令和 8 年 12 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用する。 5 改正後の第402条第 1 項第 7 号の 2、第405条第 7 号の 2、第501条第 7 項及び第 9 項、並びに第720条第 3 項及び第 4 項の規定は、早期事業再生法の施行の日から適用する。	及び次の各号に定める書類に基づき行う。 (1) 次の a から <u>d</u> までの場合の区分に従い、当該 a から <u>d</u> までに規定する書面 a (略) b 産競法第 2 条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面 (新設) <u>c</u> (略) <u>d</u> (略) (2) (略) 5 (略)
---	--